

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 令和6年8月23日（金曜日）午後4時30分～午後4時49分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、宮越第二部会長、安立委員、荒井委員、日下委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、速水委員、水本委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡部委員

■議事内容

1 答 申

「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価調査計画書
⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、【大気汚染、騒音・振動
共通】【騒音・振動】【地盤・水循環共通】及び【水循環】の項目に係る指摘事
項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知
事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (8 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	都営辰巳一丁目団地建替事業 (工事の施行中その2)	令和6年6月28日
2 変 更 届	(仮称)中野四丁目新北口駅前 地区第一種市街地再開発事業	令和6年7月19日
3 着 工 届 (事 後 調 査 計 画 書)	青梅都市計画事業 今井土地 区画整理事業	令和6年8月7日

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第 5 回総会
速 記 録

令和 6 年 8 月 23 日（金）
対面及びオンライン併用

(午後 4 時 30 分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、本日出席予定の委員、全員そろいましたので、始めさせていただきます。本日は、東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 14 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和 6 年度第 5 回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 承知いたしました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。

なお、本会議の傍聴は、WEB 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入場されました。

○柳会長 ただいまから令和 6 年度東京都環境影響評価審議会第 5 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

それでは、議題 1 の「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は第二部会で審議していただきましたので、その結果について、第二部会長の宮越委員から報告を受けることといたします。

それでは、宮越委員、よろしくお願いいたします。

○宮越委員 では、報告させていただきます。

まず、資料 1 を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○藤間アセスメント担当課長 朗読いたします。

令和 6 年 8 月 23 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮越 昭暢

「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価調査計

画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和6年6月26日に「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地東側に隣接する南町通りは、道路幅員が狭く、周辺に住居が分布しているため、工事用車両の走行による大気汚染及び騒音・振動の影響が懸念されることから、周辺の交通量を十分に把握したうえで適切な環境保全措置を検討し、予測・評価を行うこと。

【騒音・振動】

本工場は24時間稼働であり、特に夜間における生活環境への配慮が求められることから、設備計画等を詳細に検討するとともに、施設や計画地周辺の状況を十分に把握できる調査地点を追加し、施設の稼働に伴う騒音・振動及び低周波音の予測・評価を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

工事完了後の地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度について、予測する事項として選定していないが、現況から約1.5倍の揚水量の増加を見込んでおり、地下水位低下の大きさによっては、その影響が計画地周辺に及ぶことが想定されることから、予測・評価を行うこと。

【水循環】

雨水の表面流出量が大きく変化しないことから、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度を予測する事項として選定していないが、雨水流出抑制施設等の詳細な計画が不明な

ことから、その内容を具体的に示すとともに、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

審議経過については、付表のとおりです。

○宮越委員 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告します。

本調査計画書は令和6年6月26日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、東京都東久留米市前沢3丁目に位置する既存の工場において、令和4年に取得した9,000㎡の東側隣接地を活用して、一部建物を解体したあと、新たに新工場棟、水槽試験室等を建設し、生産機能を備えた工場再編を図る事業です。

対象事業の種類は、「工場の設置」です。

次に、答申案の内容について御説明します。

最初に、【大気汚染、騒音・振動】の意見ですが、本事業において、工事用車両は、計画地の南側に隣接する柳新田通りと計画地の東側に隣接する南町通りを主要走行経路として、計画地の南門及び東門を主要な工事用車両出入口として使用することを計画しています。

計画地周辺には住居が分布しており、特に東側に隣接する南町通りは道路幅員が狭く、工事用車両の走行による大気汚染及び騒音・振動の影響が懸念されます。また、予測精度を担保するためには、計画地北側の新所沢街道をはじめとする周辺の交通量を十分に把握する必要があり、その上で適切な環境保全措置を検討し、予測・評価を求めることとしました。

次に【騒音・振動】の意見ですが、本事業では、新工場棟には加工機等の製造機械の他、モジュールチラー、コンプレッサー、空気ヒートポンプパッケージエアコン、ファン等の機器を配備する計画としています。

屋内設置を基本とすることから、施設稼働に伴う騒音・振動及び低周波音は予測する事項として選定していませんが、一部屋外設置も想定され、また、24時間の工場稼働を計画しており、特に夜間は生活環境への配慮が必要と考えます。

設備計画等を詳細に検討し、より一般環境を把握できる調査地点を追加し、施設稼働に伴う騒音・振動及び低周波音の予測・評価を行うことを求めることとしました。

次に【地盤、水循環 共通】の意見ですが、事業者は既存井戸において地下水を揚水して利用する計画をしており、現況の約1.5倍程度の揚水量の増加を見込んでいます。

既存井戸の揚水試験から見積もられた適正揚水量を下回ることを根拠として、「地下水の揚水に伴う地下水の水位および流況の変化の程度」は予測する事項として選定していませんが、地下水位低下の大きさによっては、その影響が計画地周辺に及ぶことが想定されます。

そのため「地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度」を予測する事項に選定した上で、揚水の影響による水位低下の程度やその影響範囲について評価を行うよう求めることとしました。

最後に【水循環】の意見ですが、水循環の予測する事項のうち、「土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度」については、計画地は現況で大部分がアスファルトやコンクリートで覆われた人工改変地であり、事業実施後においても現況と同様の状況であることから予測する事項として選定していません。

しかし、雨水浸透施設や浸透貯留槽について、具体的な計画が不明であり、また、大部分がアスファルトやコンクリート等の透水性に乏しい土地被覆であるため、適正な雨水流出抑制対策が求められます。

このため、「土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度」を予測する事項に選定した上で、必要な雨水浸透施設等の規模を評価し、適切な流出抑制対策を実施するよう求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(無し)

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○藤間アセスメント担当課長

6 東環審第20号

令和6年8月23日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価調査計画書の
答申について

令和6年6月26日付6環総政第186号（諮問第557号）で諮問があったこのことについて、
当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 受理関係につきまして御報告いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

8月の受理報告は、事後調査報告書1件、変更届1件、着工届1件でございます。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

続きまして、受理報告に係る助言事項、事業者回答でございます。

資料の8ページを御覧ください。

7月分受理報告に係る助言事項に対する事業者から回答がありましたので、要約して御
報告いたします。

まず、【地盤、水循環】の1でございます。「3街区のディープウェルはほかの街区と
比較して深くなっているので、この深度の設定理由を説明してほしい。ディープウェルは
必要に応じて最小限の範囲とし、揚水深度について十分な検討を行うことが示されてい
るので、実施状況を確認したい」との助言に対し、

事業者からは、「床付け面以深の地下水の上向き圧力に対する地盤の安定性確保という
観点で、山留深さとディープウェル深さを決定し、ディープウェルによる減圧を目指すの
に必要な深さがT.P. -64.2mとしている。この深さの設定に当たっては、今回の揚水対象
層である上総層群は明確な帯水層が把握しにくいいため、事前の詳細な地盤調査により工事
に影響する帯水層を各深度にて特定するなどにより、井戸深さを決めている」との回答が

ありました。

続きまして、【地盤、水循環】の2でございます。「ディープウェルの揚水深度と観測井のスクリーン深度が乖離しているので、工事に伴う揚水の影響を把握できないのではないか。揚水する帯水層にスクリーンを設置した観測井を設置して、揚水深度の地下水位をモニタリングすべきである」との助言に対し、

事業者からは、「ディープウェルの揚水深さと地下水位観測の深さは対象が異なるため、深さ設定が異なるが、地点A～Eの地下水位観測では、帯水層のモニタリングを継続しており、ディープウェルに当たっては揚水量や地下水位等に留意しながら、引き続き地盤の変形及び地下水位のモニタリングを継続してまいります」との回答がありました。

最後に【地盤、水循環】の3でございます。「報告書では『事後調査期間の地盤の変動幅は全ての地点で概ね横ばい状況』としているが、地点aでは継続した地盤の沈下傾向が認められ、地盤高さの変化は観測井A2、A3の水位変化と関係しているようにも見える。今後揚水量が増加する場合、これまで以上に慎重な対応が求められるので、今後の揚水計画を教えてほしい」との助言に対し、

事業者からは、「今後のディープウェルによる地下水揚水は令和7年3月頃までを現在予定しており、引き続き揚水量や地下水位等に留意しながら地盤の変形及び地下水位のモニタリングを継続していく」との回答がありました。

報告は以上です。

なお、8月の受理報告に係る助言事項はございません。

○柳会長 はい。7月受理報告に係る何か御意見等はございますでしょうか。

どうぞ。

○宮越委員 宮越です。第二部会で地盤、水循環を担当していて、今回、担当項目に関連して3つ質問させていただきました。

1つ目として、環境保全のための措置の実施状況について伺ったのですが、この回答のとおりで、詳細な地質調査に基づいて設定されているということで確認できましたので、疑念は払拭されました。

また、2つ目の質問で、モニタリングの有無について確認したところ、モニタリングされているということです。これも今後、継続して実施していただければと思います。

3つ目の地盤の変動については、今後、事業者として、地下水の揚水は今後も継続して令和7年3月頃まで予定しているということです。これまで以上に慎重に実施してい

ただければと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、受理報告については以上で終わりたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

(無し)

○柳会長 特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終了したいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴の方は、退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午後 4 時 49 分 閉会)